

宇宙分野における開発途上国に対する能力構築支援（基本方針）概要

平成28年12月 内閣府，総務省，外務省，文部科学省，農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省，防衛省

参考：工程表46の補足資料

1. 支援の意義

- (1) 我が国の安全保障環境の向上（宇宙空間の持続的かつ安定的な利用に向けた国際的な連携の強化、「法の支配」の実現・強化等）
- (2) 国際的な開発課題の解決（人工衛星を活用した気候変動観測等、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」への貢献）
- (3) 各国との科学技術協力の強化・商業宇宙市場の開拓（科学技術協力，我が国の先端技術の利活用促進を通じた国内外の需要の喚起等）

2. 支援の在り方

ソフト面の支援

(1) 人材育成の強化

⇒ 宇宙政策・宇宙法や宇宙関連技術に精通した人材を産学官連携の下，養成・増加させることを通じ，宇宙空間における「法の支配」の実現・強化，商業宇宙市場の開拓を担う人材の裾野の拡大，宇宙分野の研究基盤の強化等に貢献。

(2) 衛星データ及び先端的宇宙技術の活用

⇒ 衛星データ等を活用し，水資源管理，違法漁業対策，海洋状況把握(MDA)，防災・減災，持続可能な農林水産業等の課題解決に引き続き貢献。また，国際宇宙ステーション・「きぼう」日本実験棟等の利活用機会の提供等を通じ，開発途上国の科学技術基盤の強化にも貢献。

ハード面の支援

(1) 海上交通の安全確保や海洋資源の適切な管理に資する関連機材等の供与

⇒ 衛星データ受信基地局等を含む関連機材等の供与を通じ，開発途上国に必要な海上交通の安全確保や海洋資源の適切な管理を促進。

(2) 宇宙分野に関連する新産業の創出に向けた関連機材等の供与

⇒ 衛星の利活用促進等に必要となる関連機材及びサービス等の供与により，開発途上国の宇宙分野での能力構築を進めると同時に新産業の創出を目指し，商業宇宙市場開拓にも貢献。

3. 支援の際の留意点

- 我が国リソースには限りがあるため，官民一体となったオールジャパンの態勢で戦略的・効率的に取り組むことが必要。その上で民間投資を促す仕組みづくり、また、国際的なファンド等との連携を図ることも重要。
- 宇宙技術の開発は，社会課題を解決するための重要な手段の一つであるとの認識の下，開発された技術の活用及び関連技術の更なる開発の促進による好循環（利用ニーズと技術シーズの有機的なサイクル）へつなげ，我が国の科学技術基盤の強化に貢献することが重要。
- 協力を進める際には軍事利用の可能性，機微技術の不拡散上の考慮，情報保護についても併せて慎重に検討を行う必要がある。
- 米国を始めとする宇宙先進国との対話・協議の活用，様々な機関との相互補完的な連携の積極的推進，多国間会議等の活用なども重要。